

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

31. 次期報酬改定で就労継続支援 B 型への「時間刻み報酬」導入に断固反対します。「北摂聴覚障害者センターほくほく」や「泉州聴覚障害者センターなんなん」「京阪聴覚障害者センターけいけい」は就労継続支援 B 型でありながら制度の狭間に取り残されたろう高齢者に対し、介護保険の代替的なサービスを提供しています。時間刻みを導入すると、障害特性に応じた支援を提供している事業所は軒並み潰れてしまいます。

（回答）

- 現在、国においては、次期報酬改定に向け様々な検討が行われているものと認識しており、大阪府においても、国の動向を注視しているところです。
- 報酬改定に伴う課題等については、大阪府においても、様々な機会を通じ、市町村と共有を図るとともに、障がい当事者の方や事業者からご意見を受け、必要な場合は、制度の改善等について、国へ要望してきました。
- 今後とも、利用者が、適切なサービスを受けることができるよう、支援の度合いの高さや、利用者の特性を踏まえた必要な報酬水準が担保される報酬上の措置を検討するよう、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

34. 入所施設を必要数整備し、入所待機者を早急に解消してください。

⑥ 施設入所支援を提供する施設の生活介護の支給決定量について、実態に合わせて 31 日の支給決定を行うよう国と市町村に働きかけてください。

(ア) 知的障害のある方が平日に受けている食事や排せつ・入浴等の直接介助や、てんかん発作・ふらつきで転倒しないか、食べ物をのどに詰めないか、薬を飲めているか等の見守り支援は、土日祝日になくなるわけではありません。職員の直接介助や、危険を未然に防ぐための常時・または継続的な見守り支援があってこそ、知的障害のある人は安心した暮らしができます。人によって必要な程度は異なりますが、実態に合わせて 31 日の支給決定を行うよう市町村、国に働きかけてください。

（回答）

○ 国通知「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」において、「原則として、各月の日数から 8 日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を限度として利用すること」とされています。ただし、同通知において、例外として、3つの要件が示されており、そのうち③として、「心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。」とされています。

○ 大阪府においては、各市町村でそれぞれの障がい状況をふまえ適切に支給決定されるよう、国通知を踏まえ、個別ケースに応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう通知しており、引き続き市町村に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

34. 入所施設を必要数整備し、入所待機者を早急に解消してください。

⑥ 施設入所支援を提供する施設の生活介護の支給決定量について、実態に合わせて 31 日の支給決定を行うよう国と市町村に働きかけてください。

(イ) 現状の施設入所支援の配置基準・加算だけでは、入所しているろう重複障害者への支援体制を充分に確保できません。入所者の充実した生活を保障する為、生活介護を開所していない日中にも、ろう重複障害者への情報保障、生活支援や相談、余暇活動や行事等の取り組みを行っています。施設入所支援の報酬を生活介護並みの配置ができる報酬に引き上げてください。または、昨年度の大阪府交渉の回答の中での例外として「市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。」ということですが、例外扱いではなく、施設入所支援を提供する施設の生活介護の支給決定量について、基本的に 31 日の支給決定を行うよう市町村と国に働きかけてかけてください。

（回答）

○ 大阪府においては、報酬改定に伴う課題等について、様々な機会を通じ、障がい当事者の方や事業者からご意見を受け、制度の改善等について、必要に応じて、国へ要望してきたところです。

○ 今後とも、利用者が、適切なサービスを受けることができるよう、支援の度合いの高さや、利用者の特性を踏まえた必要な報酬水準が担保される報酬上の措置を検討するよう、国に要望してまいります。

○ また、各市町村でそれぞれの障がい状況を踏まえ、適切に支給決定されるよう、国通知「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」を踏まえ、個別ケースに応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう通知しており、引き続き市町村に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（下線部について回答）

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

34. 入所施設を必要数整備し、入所待機者を早急に解消してください。
⑦ 「地域における障がい者等の支援体制の再構築に向けた提言」（令和5年3月、府自立支援協議会）に基づき、重度化・高齢化に対応した設備改善への補助を実施してください。

（回答）

- 大阪府障がい者自立支援協議会の報告書「地域における障がい者等への支援体制について」において、地域における社会資源として今日的に障がい者支援施設に求められる機能が示されました。この報告書の中では、地域における障がい者等への支援体制の再構築に向けて、障がい者支援施設がその強みを活かして、上記に求められる機能を担うためには、重度化・高齢化に対応した生活環境の整備が重要であるということが示されています。
- 府では、国の「社会福祉施設等施設整備費補助金」を活用して、障がい者支援施設において、障がい特性に応じた支援を行うための個室化やバリアフリー化、重度障がい者の受入れに伴う施設の改修等などの環境整備に対し、補助しているところです。
- 引き続き、障がい者支援施設が、重度化・高齢化する入所者の支援ニーズに対応するとともに、地域資源の一つとして機能を果たしていくよう、事業所を支援してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

35. 入所施設からの地域移行を進める際は本人の意思を尊重し、希望しない場合は大阪府内の自治体や相談支援事業所、入所施設が地域移行を押し付けることのないように指導・助言してください。本人が希望する場合でも、家族のサポート・支援ありきではなく、公のサポート・社会資源により地域での生活ができるよう、十分な整備を行ってください。また、国に対してすべての入所者を対象とした地域移行支援の義務化や地域移行支援の報酬を見直すように求めてください。

（回答）

- 障がい者の意思決定支援については、昨年度、国において「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において利用者の自己決定の尊重及び意思決定支援への配慮が努力義務化され、相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議等には、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することが明記されたところです。
- それらの動向も踏まえ、府では、地域生活促進アセスメント事業を通じて相談支援体制の充実・強化とともに、地域生活に関する障がい者へのアセスメントを市町村が丁寧に行いうよう、引き続き支援してまいります。
- また、大阪府では、令和6年度から、府独自の補助事業「地域生活推進事業費補助金」を実施し、府内で、障がい者の地域生活の継続及び地域移行の推進に取り組む団体を補助することとしており、本補助事業の中で、施設入所者等を対象に、地域生活の体験等を通して本人の意思決定を支援するためのアプローチ等について、施設や事業所等の社会資源が連携して進めるモデル事業を実施しているところです。その結果については、地域生活推進に向けた有効なサービスや支援の在り方を分析・検証し、本人の意思決定支援を踏まえた必要な報酬改定等を国に求めていくこととしております。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

36. 相談支援事業の拡充を図ってください。

⑥ 行動障害等が激しい障害のある子どもを持つ家庭は深刻な状況で、特に母子関係は切羽詰まっています。虐待に至るケースもあります。子どもを安全に保護する入所施設が不足しており、保護先が見つからず、グループホーム利用を求められることもありますが、本来は障害児施設への入所が必要です。障害のある子どもが安全に過ごすことができる施設を整備・確保してください。

（回答）

○ 強度行動障がいのある児童に関しては、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定」においても、強度行動障がいを有する児童の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、入所施設における強度行動障がい児特別支援加算の見直しが実施されました。

また、入所・在宅に関わらず状態が悪化した強度行動障がいを有する児者への集中的支援として「集中的支援加算」が新設されるなど国においても強度行動障がいに対しての支援の拡充が図られているところです。

○ 加えて、現在、国では次期障害福祉計画及び障害児福祉計画において、基本指針及び成果指標の見直しを検討しており、「強度行動障害を有する障害児の支援ニーズを踏まえた支援体制の確保」に関する項目の新設や成果目標が提案されるなど、支援体制の整備に向けて議論が進められております。

○ 大阪府においても、国の動きを注視しつつ、地域における現状の把握など必要な取り組みについて、検討してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

36. 相談支援事業の拡充を図ってください。

⑧ 重複聴覚障害者や高齢聴覚障害者の計画相談を行っている「相談支援センターなんなん」について、「生活介護事業」や「就労継続支援B型事業」と同様、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」を創設するよう国に働きかけてください。

（回答）

○ 「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」については、視覚や聴覚等に障がいのある利用者との意思疎通に関し、配置基準による人員とは別に、点字の指導、点訳、歩行支援、手話通訳など、生活支援に従事する従事者を雇用している場合、一定の基準を満たすと加算が認定されるものとして認識しております。

○ 令和6年度、国が実施する障がい者相談支援事業の実施状況等調査に併せて、府独自に、市町村における相談支援体制の充実・強化に向けた取組状況や課題等について調査を実施したところです。

○ 引き続き、相談支援事業の報酬に「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」が必要か府内の実態の把握に努めていくなど、必要な取組を進めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

36. 相談支援事業の拡充を図ってください。

⑨ 市（区）町村が指定する特定相談支援事業所においてろうあ者の相談支援専門員を配置するよう働きかけてください。

（回答）

○ 適切なサービス等利用計画を作成するために必要な相談支援専門員を確保するため、相談支援従事者研修の充実に努めているところです。また、相談支援専門員の質と量の確保及び市町村における相談支援体制の充実が図られるよう、引き続き必要な取組を進めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

37. 補装具・日常生活用具を拡充してください。

④ 重度の視覚障害者が加齢により難聴を併発した場合、軽度であっても生活に大きな支障をきたします。重度視覚障害者が難聴となった際には、大阪府として補聴器の購入費用を助成してください。

（回答）

○ 補装具費の交付対象とならない中等度の聴覚障がいに係る補聴器への助成について、言語・コミュニケーション能力の獲得等を目的とした早期療育の必要性から難聴児を助成対象としております。

○ なお、聴覚障がい者についても、補聴器の装用が社会生活を送るうえで欠かせないものであることから、国に対して、前述の難聴児に加え、補装具費の給付対象とならない軽度、中等度難聴者に対する補聴器の購入助成制度を創設することについて要望しております。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

37. 補装具・日常生活用具を拡充してください。

④ 重度の視覚障害者が加齢により難聴を併発した場合、軽度であっても生活に大きな支障をきたします。重度視覚障害者が難聴となった際には、大阪府として補聴器の購入費用を助成してください。

（回答）

- 加齢に伴って心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るため、介護保険制度における福祉用具貸与等により支援が行われています。この福祉用具貸与等については、国において、その有効性、安全性、保険適用の合理性等が評価、検討されたうえで、その対象が定められていますが、補聴器については含まれていません。
- 現在、国において、補聴器による認知機能低下の予防効果を検証するための研究が行われており、府としては、引き続き、このような国の動向を注視するとともに、助成制度の創設について国へ働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

37. 補装具・日常生活用具を拡充してください。

⑨ 日常生活用具の給付について、特に聴覚障害者用屋内信号装置については「聴覚障害 2 級以上の者であって、聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者」と、聴覚障害 2 級以上を条件とする市町村が多いが、「聴覚に障害のある者」に変更するよう府内市町村に働きかけてください。

（回答）

○ 市町村地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業につきましては、実施主体の市町村の判断により決定されることとなっていることから、要望の趣旨も踏まえ、必要に応じて市町村担当者説明会等の機会を通じ、市町村に働きかけ、周知を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

38. 移動支援事業を自立支援給付事業とするよう国に働きかけてください。

① 隣接する市町村の報酬格差により生じる、ヘルパー不足や利用の偏りをなくしてください。

（回答）

- 移動支援事業の活用については、地域生活支援事業に位置付けられ、事業の実施主体である市町村により、地域の特性や、個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態で実施することとされています。
- 国に対しては、増加傾向にある事業ニーズへの対応や人材を確保するため、十分な事業予算を確保するとともに、移動支援事業と個別給付の利用対象者像の関係等の実態把握・整理を行い、早急にあり方を検討することを要望しております。
- また、移動支援事業に従事する者的人材確保を図り、利用者に必要なサービスを提供できるよう、市町村が障がい福祉サービスの処遇改善加算に相当する報酬引き上げを実施した場合には、その負担分について全額を国庫補助対象とするなどの対応を検討するよう国に求めております。
- 利用範囲等については、大阪府が府内市町村の運用状況の調査を行うとともに、市町村に対しては、事業の目的に沿った利用者主体のよりよい制度となるよう見直されている事例などを参考に、必要に応じて検討するよう、またその運用にあたっては、事業の利用を希望する方の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で支給の決定を行うよう通知しています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

39. 地域活動支援センターの制度を拡充してください。

② 学校を卒業した後の障害のある人たちが、平日の夕方や休日に自主的な文化・スポーツ・芸術活動などを身近なところで気軽に利用できる余暇活動支援センター（仮称）の設置や余暇活動への補助制度の創設を検討するとともに、余暇活動を支援する制度の創設を国にはたらきかけてください。また、卒後の学びの場や障害者作業所、会社からの帰り等に障害者を対象に無認可で行っている余暇活動や居場所づくりの場が「地域活動支援センター」事業が活用できることを府内の自治体に周知徹底してください。

（回答）

- 障害者総合支援法に基づき、市町村の地域生活支援事業の一つとして、地域活動支援センター事業が位置づけられ、市町村は、事業の全部又は一部を適当と認める団体等に委託し実施することが可能とされています。
- また、地域の実情に応じて、障がいの方々に創作的活動や生産活動の機会を提供する地域活動支援センターを運営することができるよう、市町村に対して、交付税により財源が措置されており、39 市町で 147 カ所（※複数の市町村から同一受託者に委託されている場合は市町村毎に 1 カウントしております）が開設されているところです。
- 大阪府としましては、国に対して、成人期の障がい者の日中活動の場の確保の観点から、様々な障がい者の状況に対応できるよう制度の拡充及び必要な財源の確保について要望しているところです。
- 今後とも、市町村の要請に応じて、必要な助言や支援を行ってまいります。
- なお、大阪府では、大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）や、稻スポーツセンターを運営し、障がいのある方々等を対象とした、各種スポーツ・文化教室などを行ってきたところです。また、障がいのある方々の文化・芸術活動に関し、ビッグ・アイを拠点とした活動を行っています。今後も府内障がい者スポーツ・文化芸術の促進を図ってまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 自立支援課（下線部について回答）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<障害者総合支援法>

43. ユニットリーダー研修での手話通訳を大阪府の責任で配置してください。
大阪府のホームページでも募集の案内が掲載されています。大阪府に問い合わせたところ実施団体との交渉と言わされました。結果として受講者が手話通訳者を手配するようにとのことでした。

(回答)

- 手話通訳者の手配等の合理的配慮の提供については、障がい者の意向を十分に尊重した上で、過重な負担にならない範囲で、事業者が措置を講ずることとなっております。
- 本研修は、大阪府が委託している団体によって運営されており、障がい等による配慮を希望される受講者への対応については、団体と受講者の間で調整していただいております。
- 今後も、研修実施団体に対し、受講者から配慮の申し出があった場合には、適切に対応するよう調整してまいります。

(回答部局室課名)

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

44. 手話通訳者の配置・手話の普及を進めてください。

② 府内の公共施設に手話通訳者を設置してください。

③ 府内のすべての事業者に手話通訳者の役割や意義を周知徹底するよう働きかけてください。

（回答）

- 大阪府では、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」等を通じて、広く府民に対して、「合理的配慮の提供」や合理的配慮を的確に行うための「環境の整備」の具体例として、手話通訳者の配置等を示しております。市町村に対しても取組みの参考としていただけるよう、ガイドラインの周知・配布等を行っております。
- 加えて、大阪府では、任命権者ごとに「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を定め、府職員に対して、合理的配慮を的確に行うためには、不特定多数の障がい者の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の「環境の整備」を図ることが有効であることを周知しています。
- また、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターにおいて、特に専門性の高い意思疎通支援や、言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する業務などを、指定管理業務に位置付け取り組んでおります。
- ご要望の内容については、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターの指定管理者に共有し、引き続き、取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（下線部について回答）

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

45. 手話通訳派遣事業者の質を評価するためのシステムづくりをすすめてください。

（回答）

○ 大阪府では、主催するイベント等において、障がいのある方などが参加しやすくなる取組みを進めるよう全庁に通知し、その際に聴覚障がいのある方に対する情報保障として、手話通訳者の配置などの対応を例示しております。

加えて、手話通訳者等の意思疎通支援者の派遣を依頼する場合は、支援内容や専門性等を十分に考慮して、対応可能な事業者を選定するよう周知しております。

○ また、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターにおいて、特に専門性の高い意思疎通支援などを、指定管理業務に位置付け、特に専門性の高い手話通訳を行う者の養成や派遣を実施しております。

○ ご要望の内容については、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターの指定管理者に共有し、手話通訳派遣事業の質の向上に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（下線部について回答）

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

47. デフスポーツの普及発展を図ってください。

- ① デファスリートへの支援、競技環境の向上をはかり、もって、デファスリートやデファスリートを目指す者の可能性を広げることによりデフスポーツの普及・発展をめざす取り組みを行ってください。

（回答）

- 大阪府においては、デフリンピックで入賞された大阪府ゆかりの選手に対し、感動大阪大賞等の贈呈式を行っているところです。その際には報道提供やSNSにて情報発信を行い、大会の功績をたたえるとともに、デフスポーツの魅力を広く周知に努めているところです。
- また、自立支援課が所管する指定管理施設や大阪府障がい者スポーツ協会へ委託し、障がい者スポーツの普及、推進を図っております。大阪府障がい者スポーツ協会においては、（公財）日本パラスポーツ協会委託事業「障がい者スポーツ実施環境の構築支援・拠点整備事業」を活用し、デファスリート用の競技器具を購入。多くのデファスリートが競技へ参加できるよう、大会等主催している他、器具の貸出も積極的に行っているところです。
- デフスポーツをはじめ障がい者スポーツについて、今後とも少しでも多くの方に知っていただくよう、引き続き努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

47. デフスポーツの普及発展を図ってください。

② 東京2025デフリンピック終了後にレガシーを構築し、末永く継承するための取り組みを行ってください。

（回答）

- 大阪府においては、東京2025デフリンピックで入賞された大阪府ゆかりの選手に対し、「感動大阪大賞」等の贈呈式を実施し、その際には報道提供やSNSでの情報発信を通じて、デフスポーツの魅力を広く発信しております。
- また、大阪府は大阪府障がい者スポーツ協会と連携し、デフスポーツをはじめとした障がい者スポーツの普及・推進に取り組んでおります。これらの取組を通じて、デフリンピックのレガシーを末永く継承することも含め、障がい者スポーツの振興に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜介護保険＞

49. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者）が、障害福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿って選択と自己決定による利用ができるようにしてください。

① 要介護認定等の申請を行わない障害者に対し、障害福祉サービスの打ち切りを行わないよう、市町村に働きかけるとともに、「要介護認定の申請を行わない障害者に対して障害福祉サービスを打ち切ることは違法」と判示した岡山浅田訴訟の司法判断に沿い各市町村を指導するよう、国に求めてください。

（回答）

○ 国適用関係通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」において、「市町村は、介護保険の被保険者である障がい者から障がい福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障がい福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、適切に判断すること」とされています。

○ また、新たに令和5年6月30日付けで発出された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、「申請に係る障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合や介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。その際、障がい福祉サービスの利用を認める要件として、一定の要介護度や障がい支援区分以上であること、特定の障がいがあることなどの画一的な基準のみに基づき判断することは適切ではなく、障がい福祉サービスを利用する障がい者について、介護保険サービスへの移行を検討する際には、個々の障がい者の障がい特性を考慮し、必要な支援が受けられるかどうかという観点についても検討した上で、支給決定を行うこと」とされています。

○ 大阪府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、これまで市町村に助言を行っているところですが、引き続き市町村に対し働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
福祉部 高齢介護室 介護支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜介護保険＞

49. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者）が、障害福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿って選択と自己決定による利用ができるようにしてください。

② 介護保険で不足するサービス量について、障害福祉サービスを上乗せするよう市町村を指導してください。また、市町村によっては、上乗せを認める対象者を「支援区分 6・要介護度 5 以上」等の独自基準（ローカルルール）で制限しているところがあります。こうした基準をなくして希望する人にきちんと上乗せ支給が行われるよう市町村に働きかけてください。

（回答）

○ 大阪府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、また、要介護認定等の申請を行わない利用者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう丁寧に働きかけるよう、市町村に助言を行っております。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
福祉部 高齢介護室 介護支援課